

# 兵庫県公報

平成22年6月23日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

<b>人事委員会規則</b>	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則	1
<b>人事委員会告示</b>	
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程	2

## 公布された法令のあらまし

●職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例の制定等に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の子育て支援に関する規則について、所要の改正を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月23日

兵庫県人事委員会  
委員長 中瀬 憲一

### 兵庫県人事委員会規則第6号

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の5を削る。

第9条の6第1項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第9条の6第2項及び第3項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、「同項」を「同条第2項又は第3項」に改め、同条第5項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、同条を第9条の5とする。

第9条の7第1項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、同項第4号を削り、同条第2項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の右に「、条例第11条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を加え、同条を第9条の6とする。

第9条の8中「、第9条の5」及び「第4号並びに」を削り、「同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」を「第9条の5第1項から第3項まで及び第5項中「条例第11条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第11条の2第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、同条第2項の

規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項中「同条第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、前条第1項及び第2項中「条例第11条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第11条の2第3項」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「同項」に改め、同条を第9条の7とする。

第9条の9を第9条の8とし、第9条の10を第9条の9とする。

第17条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第17条に次の1項を加える。

2 前項第15号の休暇の単位は、1日、半日又は1時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第20条中「第17条第6号」を「第17条第1項第6号」に改める。

第21条中「第17条各号」を「第17条第1項各号」に改める。

第23条第2項中「第17条第6号」を「第17条第1項第6号」に改め、同条第3項中「第17条第7号」を「第17条第1項第7号」に改める。

第27条中「第17条第16号及び第17号」を「第17条第1項第17号及び第18号」に改める。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第2条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（育児部分休暇）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児部分休暇の単位は、30分とする。

第5条第2項中「第23条第1項第2号」を「第23条第1項」に、「同号」を「同項第4号」に、「第17条第8号」を「第17条第1項第8号」に改める。

第6条第1項第3号中「含む」の右に「。以下この号において同じ」を、「5日」の右に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加える。

第7条（見出しを含む。）、第8条及び第9条第2項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用された改正前の職員の子育て支援に関する規則第6条第1項第3号の休暇については、第2条の規定による改正後の職員の子育て支援に関する規則第6条第1項第3号の休暇として使用されたものとみなす。

## 人 事 委 員 会 告 示

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月23日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

### 兵庫県人事委員会告示第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程及び職員の子育て支援に関する実施規程の一部を改正する規程

（職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条の5第4項中「第11条の2第2項」を「第11条の2第3項」に、「第9条の6第1項」を「第9条の5第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第11条の2第2項」を「第11条の2第3項」に、「育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の二重の負担が大きいことに着目した措置であることを考慮し、同項の規定により超過勤務が制限される職員に超過勤務をさせる場合には、特定の期間に過度に集中しないように」を「育児又は介護を行う職員が働きながら子の養育又は条例第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護を行うための時間を確保することができるようにするものであることを考慮し、同項の規定により超過勤務が制限される職員に、恒常的に超過勤務をさせること、特定の期間に過度に集中して超過勤務をさせることその他の当該時間の確保を妨げるような超過勤務をさせることがないように」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第11条の2第2項」の右に「及び第3項」を、「措置をいい、」の右に「同条第2項の」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第11条の2第2項の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。

第3条の6第1項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加え、同条第2項中「第9条の6第2項」を「第9条の5第2項」に改め、同条第3項中「第9条の6第4項」を「第9条の5第4項」に改め、同条第4項中「第11条の2第2項」の右に「又は第3項」を加える。

第3条の7第1項中「第9条の7第1項第3号」を「第9条の6第1項第3号」に改め、同条第2項を削る。

第3条の8中「第9条の8」を「第9条の7」に、「第9条の7第1項第2号」を「第9条の6第1項第2号」に改める。

第3条の9第1項中「第9条の3第1項（規則第9条の8）」を「第9条の3第1項（規則第9条の7）」に、「第9条の6第1項（規則第9条の8）」を「第9条の5第1項（規則第9条の7）」に改め、同条第2項中「第9条の4第3項（規則第9条の8）」を「第9条の4第3項（規則第9条の7）」に、「第9条の7第3項（規則第9条の8）」を「第9条の6第3項（規則第9条の7）」に改める。

第6条第1項中「予防注射又は」を削る。

第7条第1項中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同項第18号中「第19号」を「第20号」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「第17号」を「第18号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「第16号」を「第17号」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 第15号の「人事委員会が定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

第7条第2項中「第17条第4号及び第16号」を「第17条第1項第4号、第15号及び第17号」に改め、同条第3項中「第17条第16号」を「第17条第1項第15号及び第17号」に改め、同条第5項中「（規則第17条第16号）」を「（規則第17条第1項第17号）」に、「できる規則第17条第16号」を「できる同号」に改め、同条第6項中「第17条第4号」を「第17条第1項第4号若しくは第15号」に、「及び同条第16号」を「又は同項第17号」に改め、同項第1号中「ない場合」を「ない場合」に改め、同項第2号中「ある場合」を「ある場合」に改める。

第10条第3項中「第17条第4号」を「第17条第1項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 任命権者は、規則第17条第1項第15号の休暇を承認するに当たっては、要介護者の状態等申出書（別紙様式第4の2）の提出を求めるものとする。

第12条中「第7条第1項第17号」を「第7条第1項第18号」に改める。

別紙様式第1を次のように改める。

別紙様式第1（第3条の9関係）

深夜勤務・超過勤務制限請求書

様  次のおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 超過勤務 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条の2 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第3項) の制限を請求します。	年 月 日  所属 氏名 印	
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名 (要介護者との続柄： )	子 の 生 年 月 日 年 月 日生 (□出産予定日) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 無</span>
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限 超過勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> 毎 週 曜 日 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月に満たないものに限る。)
(注) 1 について 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□に✓点を記入する。 2 について ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を越えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求する。		

別紙様式第2中「親であるものが」の右に「深夜において常態として当該子を」を加える。  
 別紙様式第4の次に次の1様式を加える。

別紙様式第4の2（第10条関係）

## 要介護者の状態等申出書

年 月 日

様

所 属

氏 名

印

下記のとおり、要介護者の介護、必要な世話をを行うために、特別休暇を請求します。

## 1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別

同居別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

## 2 要介護者の状態

## 3 備考

注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

別紙様式第5中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

(職員の子育て支援に関する実施規程の一部改正)

第2条 職員の子育て支援に関する実施規程（平成21年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「子（配偶者の子を含む）の右に「。以下この号において同じ」を加え、同条第6項中「、同条第3号」を「又は同条第3号」に改める。

附 則

この告示は、平成22年6月30日から施行する。